

## ふるさと先生を迎えて



経済産業省貿易経済協力局通商金融課 資金協力室  
岡崎 宏美 先生（旧姓：佐々木・肴沢出身）



文部科学省初等中等教育局国際教育課  
高橋 苗々子 先生（樺台出身）

「未来をきりひらけ」なるせっ子へ講話

12/18 東成瀬小学校・中学校

# 会期を345日間に決定！



1月招集会議

1月招集会議は4日に開催され、通年議会の会期を12月14日までとしました。

## 条例

### ◆改正

12月定例会議は、12月1日から8日まで8日間の審議期間で開催されました。  
人事1件、条例3件、補正予算8件、専決処分  
報告1件の合計13件を審議。陳情6件を採択として、  
議員発議の意見書6件を含むすべての議案を全会一  
致で原案のとおり、同意、可決しました。  
2日目には、一般質問が行われ、3議員が登壇し、  
村政をただしました。

○議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正  
○特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正

・秋田県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給率を改めるもの。

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
・人事院勧告及び秋田県人事委員会勧告に鑑み、村職員の勤勉手当の支給率を改めるもの。

## 人事

○人権擁護委員推薦につき議会の意見を求めることについて

・任期満了となる委員の人事案件が提出され、全会一致で推薦に同意しました。

佐々木 るり子（岩井川） ※再任

## 年頭のあいさつ

議長 富田 義行



あけましておめでとうございます。

昨年は、春からの低温、長雨による稲作や野菜などの生育不良、そして十一月の時ならぬ大雪と、年間を通して天候不順をみた年でした。そうした特徴ある自然の移ろいの下、幸いにも村内では大きな災害や事故もなく、平安のなかで新年をお迎えられたことをお喜び申し上げます。さて、昨年は憲法に

基づいて制定された地方自治法施行70周年をむかえた年で、十一月には、天皇后陛下のご臨席を仰ぎ、国の三権の長を迎えての厳粛なる記念式典が挙行されました。そこで総務大臣と来賓が述べられた挨拶をお聞きしながら、私は地方自治というものの尊さ、重さをあらためて強く思いました。

手元に「あたらしい憲法のはなし」という小冊子があります。これは昭和22年に文部省が中学校一年生社会科の副読本として発行したものの復刻本で、その原本は戦後のわが国が国民に新憲法の内容を知らせるうえでも大いに役立ったといわれた冊子です。その冊子のなかに、当然ながら憲法第八章の

地方自治の項目があります。復刻本はわかりやすくするために字体や表記は原本とはちがうようですが、そのはじめで地方自治をつぎのように解説しています。

前は略します。『戦争中は、なんでも「国のため」といって、国民ひとりひとりのことが、かるく考えられていました。しかし、国民のあつまりで、国民ひとりひとりがよくならなければ、国はよくなりません。それと同じように、日本の国は、たくさんの方に分かれていますが、その地方が、それぞれさかえてゆかなければ、国はさかえてゆきません。そのためには、地方が、それぞれじぶんでじぶんのことを治めてゆくのが、いちばんよいの

です。なぜならば、地方には、その地方のいろいろな事情があり、その地方に住んでいる人が、いちばんよくこれを知っているからです。じぶんでじぶんのことを自由にやってゆくことを「自治」といいます。それで国の地方ごとに、自治でやらせてゆくことを「地方自治」というのです。』

引用が長くなりましたが、地方自治、狭くは「村の政治とは何か」をとらえるうえで、この解説本は、それから70年を経たいまも内容の新鮮さ、地方自治の本質をまさに言いあてているととらえましたのでご紹介したところです。これが政府発行の冊子だったということに私は注目します。自治体の規模の大小

で在り方を質す論が時に聞かれますが、地方自治のカナメは大小くらべではなく「自分たちのことは自分たちで治め、決めることができる」ということにあります。村民の生活はそれだからこそまもられ続け、ほかに劣らない水準で私たちの村は県内に数少ない129年にもおよぶ長い歴史をきざきあげることができたことを誇りに思います。

議会もその「決める役割」をあらためて自覚し、新たな気持ちでみなさんとともに自治を前進させたいと念じております。結びに、明けた平成30年が何よりも平穏な一年であることを心からお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 質 疑 白 熱

## 12月定例会議 予算特別委員会(12月7日)

主な質疑の内容を要約してお知らせします。

平成29年度  
一般会計補正予算(第5号)

歳

入

歳

出

**ふる里館使用料**

**質問** ふる里館使用料の商工会分、月額3万円で36万円は。

**答弁** 商工会は村の振興上必要な団体であることから、森林組合などの他団体を参考に月額3万円の1年分とした。

**山村開発センターへの移転の話はどのようになったか。**

**答弁** 商工会理事会において移転していただきたい旨を伝えている。ふる里館は縄文ロマン事業等で大きな拠点づくりに向けている。要請を適宜していきたいと考えている。

**交付金の返還は**

**質問** 中山間地域等直接支払交付金制度返還金の発生理由は。

**答弁** 国道改良に伴う用地買収、水道施設として買収された分が協定の面積から外されていなかったためである。

**交通安全対策費の消耗品費は**

**質問** 交通指導隊の制服ということだが。

**答弁** 2名の隊員が退かれ、新たに隊員となった2名分の制服の購入費となっている。

**法人民税過年度還付金は**

**質問** 村税過年度還付金は法人ということだが、何社なのか。

**答弁** 法人民税の還付は1社となっている。

**ナラ枯れ防除対策**

**質問** 更新伐等促進事業補助金は岩井川地区のどこか。

**答弁** 国道397号線の旧コミユニテイスキー場裏側に位置する箇所5ヘクタールを検討している。

**制度の内容は**

**質問** 条件不利農地を担う経営体支援金は2年間の制度のようだがその後は廃止されるのか。

**答弁** 県単事業で今のところ要件としては2年間となっている。

**質問** 条件不利農地とはどのような場所になるのか。

**答弁** 安定した水源がない、区画が小さい、30アール未満などで、村の農地全てが適応される。

歳

入

平成29年度  
国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第3号)

**一般会計からの繰入金**

**質問** 基金積立のため、その他繰入金として5000万円計上されているが根拠は。

**答弁** 財政調整基金の保有額は医療給付費の5%が望ましいとされていることから10000万円の5年分を見込んでいます。

29年度一般会計補正予算(第5号)の主なもの

| 歳 入                       |        |
|---------------------------|--------|
| ○県支出金                     |        |
| 国民健康保険基盤安定負担金の減           | ▲105万円 |
| ○繰入金                      |        |
| 財政調整基金繰入金の増               | 6000万円 |
| 歳 出                       |        |
| ○民生費                      |        |
| 障害者システム改修費負担金             | 111万円  |
| 国保特別会計(事業勘定)繰出金の追加        | 5295万円 |
| ○農林水産業費                   |        |
| 修繕料の追加(育苗センター播種機)         | 180万円  |
| ○土木費                      |        |
| 修繕料の追加(除雪機械及び冬期施設等)       | 120万円  |
| ○消防費                      |        |
| 修繕料の追加(防災情報センター暖房温水ポンプほか) | 125万円  |
| 委託料の減(防災情報センター空調設備)       | 104万円  |
| ○予備費                      |        |
| 予備費の減                     | ▲157万円 |

※補正額が100万円以上のものを抜粋

佐々木 正 利 議員

## 交通誘導員が配置されていない

村長 施工業者に安全対策を徹底させる



### 関係機関への届け出は

**質問** 村内では水道工事、流雪溝工事等村道内に重機を入れ掘削工事等が行われている。国道での工事は交通誘導員が配置されているが、村道では配置されていない場面も見受けられるのはなぜか。

**村長** 交通誘導員の配置に関しては、公安委員会指定路線については、公安委員会認定の有資格者である交通誘導警備員を配置することになっている。それ以外の路線についてはその限りではないということから、村では幹線道路等は配置するようにして、交通量の少ない村道については、地域住民への配慮や安全の配慮を徹底するよう指導している。どうしても配置されていないのかとすると不足している部分があるとすれば施工業者に安全対策を徹底するよう指導してまいりたい。

**質問** 村道内を工事する場合、関係機関（消防、警察）に届け出義務があると思いが現状はどのようになっているのか。

**村長** 消防関係につきましては火災予防条例に規定されており、警察の場合は道路占用許可、道路使用許可の手続きを受注者が行うこととしている。

### パークゴルフ場運営の基本方針は

**質問** パークゴルフ場ができて営業開始から15年以上経過し、県外からも訪れる評価の高いパークゴルフ場になったが、利用者数が伸びない現状がある。指定管理者の営業企画力が見えないが、村のパークゴルフ場運営の基本方針を伺う。

### 定期的な会を設立しては

**村長** 指定管理者とは、パークゴルフ場の施設及び整備の維持管理及び運営に関する業務について基本協定している。特に芝生管理の徹底を基本方針としている。営業活動に関しては、パークゴルフと温泉宿泊の企画、大会としてラッキー杯がある。冠のついた大会の誘致や積極的に大会の計画をお願いしているが、まだ不足な部分があると思うので一層徹底し利用者の増加に繋げていきたい。

**質問** 毎年最低1回定期的に話し合える会（仮称：パークゴルフ場運営委員会）を村が主導して設立する考えはないか。

**村長** 村と指定管理者、パークゴルフ協会の三者が協力することは基本的に一番求められていることだと思つ。開催するよう努力していきたい。



賑わいのあるパークゴルフ場へ

佐々木 悦 男 議員

## 大きく変わる米政策、今後の対応は

村長 大字単位の説明会で理解を得たい



**質問** 平成30年度から大きく変わる米政策について、村・農業指導センター・農業再生協議会で今後の対策や、方向性についてどのように協議されているのか。

**質問** 農業法人連絡協議会の要望書、農業指導センターで聞き取りした個人農業者の要望等から、来年度予算に向けて取り組むものはあるか。

**村長** 個別協議では、おのの立ち位置で様々な意見が寄せられており、内容、状況を踏まえて庁舎内外において、十分な精査・検討、農業指導センター会議での議論を経て来年度の予算編成を行います。

水道工事と道路補修を同時にできないか

**質問** 水道事業による道路の復旧工事と併せて、ひび割れの酷い箇所の舗装工事を同時に行うことにより、舗装のひび割れも解消され、工事費も抑制することができると思うが。

**村長** 簡易水道事業は現況復旧が原則で、掘削幅と影響分の範囲に限り舗装復旧を進めている。同時施工となると単独事業となり、交付金事業を取り込んだ場合、その後の事業が進めにくくなることから、全体の財政負担を少なくする施工方法を考えていることを理解いただきたい。

**村長** 平成30年度からは県による市町村へ「生産の目安」の提示となり、国からのものではなくなる。その「目安」が示されたので村の再生協議会を開催し、一月中に農家の皆さんに通知の発送を予定している。併せてJAこまち等と連携し、大字単位で説明会を開催し、新たな米政策に対する理解を得られるように努めたい。農業指導センターでは、米政策の転換を迎えるに当たり、次年度以降の対応を検討するためJAこまち・農業生産法人・集落営農組合・田畑会（認定農業者団体）と個別協議を重ねている。直接支払交付金（10<sup>㍻</sup>当たり7500円）が廃止される一方、飼料米への助成や戦略作物に対する産地交付金は継続される予定となっている。



平成30年度に向けた施策・対策を協議（農業再生協議会幹事会）

佐々木 修 議員

## 色彩選別機の有無が販売格差になる

村長 村が出来る、より良い対応を検討する



**質問** 現在の稲作環境で色彩選別機がなかったらどうなるか。カメムシ被害を完全には防げない現在、どのような経営でも、色彩選別機がないと米は出来てもまともに販売できない状況である。村はミニライセンサーには色彩選別機を設置しているが、ミニライセンサーを通らない米は、委託処理する場合でも、経費や人的負担が発生する。村は一方でこの状況を放置して良いか。他の設備と違い、色彩選別機は品質と販売に格差が出る設備である。ミニライセンサーを通らない米に対しても同様の条件で色彩選別機を整備する。また、委託利用した場合でも経費負担を補填する事。行政力の発揮のしどころではないか。

い二一、報告も聞いており、十分理解できる。最近の稲作は従来からの乾燥調整だけでは等級の保証が得られない状況で、色彩選別機は出荷の重要部分である。村としてどんな対応が出来るのか、どんな方法がより良いか十分検討していく。

**再問** 村は条件不利農地も多いが、村全域で営農を通じて水田を守り、村が保全されて来た。村の稲作の一つの側面である。行政の合理性は一つではなく、今現在検討している施策、農政で今後どのような変化があるのか。

**村長** 水稻のカメムシ類の被害で、等級の低下を招くことは確かで、病害虫防除の面では発生予知が難しい実態もある。農業指導センターには、設備投資に対する意見、要望が出ている。色彩選別機の強

**村長** これまでの農政、模索しながら来たが、法人化が過疎債対象になり、大きく舵を切り、高齢化、耕作放棄地対策としても一定の成果があった。今後は法人化の他にも、共同、協業組織、意欲ある取り組みを大事にする。農業指導センターでの協議等を通して、村の農業が続いていくような政策を考えていく。

### エレベーター利用について

**質問** 庁舎の階段利用が困難な場合、防災情報センターのエレベーターが利用できるが、人の動き、声、エレベーターの周知状況を把握しているか。また、階段利用が大変と感じている方の中に、利用しやすい環境を望む声がある。エレベーター以外にも庁舎の利用し易さについて、職員の中の話題にしていくなど工夫が必要ではないか。

**村長** 庁設置から15年になるので、広く周知されていると考える。これまでも利用については職員による声かけや、簡単な掲示板設置など行っているが、十分でないかもしれない。より徹底し、利用者の立場に立って案内看板の表示等を早速取り組む。利用の方については、場所の周知と、利用して頂くよう庁舎内で指導していく。



利用しやすい環境づくりが望まれる

## 12月定例会議議決事項名

|   |   |
|---|---|
| 地方自治法第180条の規定による村長の専決処分の報告<br>平成29年度一般会計補正予算（第4号） | 平成29年度国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）<br>補正予算（第2号） |
| 人権擁護委員推薦につき議会の意見を求めることについて                        | 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              |
| 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例                       | 平成29年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算<br>（第2号）     |
| 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の<br>一部を改正する条例          | 平成29年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）<br>補正予算（第2号） |
| 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                         | 平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）               |
| 平成29年度一般会計補正予算（第5号）                               | 平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）                |
| 平成29年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算<br>（第3号）               |   |

## 請願・陳情

12月定例会議で6件の陳情が提出され、所管する常任委員会に付託し審査の結果、採択すべきものとし、要請に基づき意見書を提出することに決定しました。

- 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情  
(陳情者) 秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 渋谷 一 外1名
- 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情  
(陳情者) 秋田県原爆被害者団体協議会 会長 照井 喜代治
- 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情  
(陳情者) 秋田県社会保障推進協議会 会長 渡辺 淳
- 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情  
(陳情者) 秋田県社会保障推進協議会 会長 渡辺 淳
- 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情  
(陳情者) 農民運動秋田県連合会 委員長 鈴木 万喜夫
- 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情  
(陳情者) 農民運動秋田県連合会 委員長 鈴木 万喜夫

### 議会事務局職員紹介

事務補助員 鈴木明子（37歳）大柳  
（平成29年11月13日から勤務）



#### 自己紹介

出身 横手市（旧大森町）  
趣味 メルカリでオークション  
血液型 O型  
好きな食べ物 甘い物  
性格 気長



# 議会の動き



## 多忙を極める菅官房長官に要望書を手渡しました

11月13日、村当局と合同で中央要望会を実施し、秋田県選出国會議員と国土交通省、総務省、財務省、総理大臣官邸を訪問し、地方財政の充実強化と地域の期待に応える成瀬ダム建設事業、山村地域における道路の整備促進を要望しました。



## 成瀬ダム工事事務所より説明を受けました

11月21日、国土交通省東北地方整備局成瀬ダム工事事務所と行政懇談会を開催しました。今年度の事業内容や本体（堤体）工事着手の時期、水源地域ビジョンなどの説明を受けた後、建設中のダム工事現場の視察を行いました。



## 東成瀬の風を首都圏に！

11月12日、砂町文化センター（東京都）で首都圏なるせ会の定期総会が開催され、議長・副議長の外3名の議員が出席しました。

総会終了後の懇親会では、山菜、納豆汁など故郷の味と地酒を楽しみながら村と首都圏の状況を語り合い交流を深めました。



## 現場を視察（堤体左岸側の赤滝原石山付近）



大型磨製石斧(レプリカ)を手にする櫻田館長

# この人に聞きたい

あきこ

## akikoの突撃

いんたびゅう

今回は、4月からふる里館館長に着任されました櫻田 隆氏にインタビューしました。

明子

ご出身、ご家族、年齢を。

櫻田

大館市生まれで66歳になります。今は妻と二人暮らしで大曲に住んでいます。

明子

貴重なものが多数展示されていますが、村特有のものは、

櫻田

養蚕業に関する道具や製品で、蚕の卵から生糸、絹織物まで収集されており、日本有数とされる東京都八王子郷土資料館にもひけをとらないくらい収集・保管されていることです。

明子

大型磨製石斧のレプリカが完成したと聞いたのですが、

櫻田

国の重要文化財に指定されている大型磨製石斧4点が県立博物館の所蔵となっていて、発見地である村にないため、レプリカを作っていただきました。石斧を作った北海道日高産アオトラ石も一緒に展示しています。

明子

遺跡調査を始めたきっかけはなんですか。

櫻田

小学校の頃、社会科の授業で土器探しに行ったとき一人だけ見つけれなかった悔しさと、高校入学後美術部の部屋と社会部の部屋を

間違えて入部手続きをしてしまったことが考古学を学ぶきっかけです(笑)

発掘調査で何も出なかったなんてこともありますか。

「神の手」ではないが外れたことがないし、逆に大した遺跡ではないと言われる遺跡で成果を上げる「化け物」と言われたことが多いです。

海外での遺跡調査は、

日本の陶磁器がヨーロッパ船で輸出された痕跡を研究する調査団の一員として、アラブ首長国連邦とバーレーンに派遣されました。また、県と中国甘肅省の合同発掘調査団の副団長として中国へ派遣されました。

最後にPRをお願いします。

民俗学の祖、柳田国男先生が「東成瀬は民俗学の宝庫」と絶賛したこの村を徘徊するのが楽しみです。その宝庫が凝縮した場所がふる里館です。是非一緒に村の宝を再確認してみませんか？

今日はお忙しい中、ありがとうございました。

明子

最後にPRをお願いします。

櫻田

最後にPRをお願いします。

明子

最後にPRをお願いします。

櫻田

最後にPRをお願いします。

明子

今日はお忙しい中、ありがとうございました。

## 暫時休憩

さんじ きゆうけい

雪はどちらかというとき寒い、除排雪が難儀だときらわれものだ。

しかし、毎年秋の台風による九州、四国、瀬戸内海周辺の被害に比べると豪雪地方の方がはるかに暮らしやすい。

雪の降る地方は、四季がはつきりしていて、山菜の芽吹きにも勢いがまし、春の雪解け水は田畑の恵みとなる。

冬場の除排雪は運動不足の解消、健康づくりに貢献していることも大きい。

雪は、人間に与えてくれる恵みの多いことがわかる。これからは雪に悩まず触れ合っていこう。

先祖代々から村人は、前段で触れたことをわかっていても、住めば都であったことだろう。

(委員長・佐々木健夫)